

新型コロナウイルス感染症の発生について（市内229～236例目）

前橋市内で229から236例目となる新型コロナウイルス感染症の患者を確認しました。
県内1437、1456から1458、1472、1475から1477例目です。
本市では、濃厚接触者の把握を含め、積極的疫学調査、健康観察等を実施しているところです。

市内229例目（県内1437例目）

- 1 患者情報
 - (1) 年代 50代
 - (2) 性別 男性
 - (3) 居住地 前橋市
 - (4) 職業 自営業
- 2 症状及び行動
 - ・発症（症状） 12月 5日（土）咳、味覚異常
 - ・検体採取日 12月 7日（月）
 - ・結果判明日 12月 8日（火）
 - ・入院（予定）調整中※現在、容態は安定している。
- 3 濃厚接触者
 - ・同居家族1人、知人2人

市内230例目（県内1456例目）

- 1 患者情報
 - (1) 年代 70代
 - (2) 性別 女性
 - (3) 居住地 前橋市
 - (4) 職業 無職
- 2 症状及び行動
 - ・発症（症状） 12月 6日（日）咳、痰
 - ・検体採取日 12月 7日（月）
 - ・結果判明日 12月 8日（火）
 - ・入院 12月 9日（水）※現在、容態は安定している。
- 3 濃厚接触者
 - ・同居家族1人※その他濃厚接触者は調査中

市内231例目（県内1457例目）

- 1 患者情報
 - (1) 年代 40代
 - (2) 性別 女性
 - (3) 居住地 前橋市
 - (4) 職業 無職
- 2 症状及び行動
 - ・発症（症状） 11月28日（土）発熱38.5℃
 - ・検体採取日 12月 8日（火）
 - ・結果判明日 12月 8日（火）
 - ・入院（予定）調整中

※現在、容態は安定している。

- 3 濃厚接触者
・同居家族2人

市内232例目（県内1458例目）

- 1 患者情報
（1）年代 40代
（2）性別 女性
（3）居住地 前橋市
（4）職業 無職
- 2 症状及び行動
・発症（症状）無症状
・検体採取日 12月 8日（火）
・結果判明日 12月 8日（火）
・入院（予定）調整中
※現在、症状はない。
- 3 濃厚接触者
・同居家族2人

市内233例目（県内1472例目）

- 1 患者情報
（1）年代 40代
（2）性別 女性
（3）居住地 前橋市
（4）職業 医療従事者
- 2 行動歴
・勤務 11月25日（水）まで
- 3 症状及び行動
・発症（症状）無症状
・検体採取日 12月 7日（月）
・結果判明日 12月 9日（水）
・入院（予定）調整中
※現在、症状はない。
- 4 濃厚接触者
・同居家族3人（検査実施済、陰性）

市内234例目（県内1475例目）

- 1 患者情報
※市内226例目（県内1412例目）の濃厚接触者として検査を実施したところ、12月9日（水）に陽性が判明した。
（1）年代 70代
（2）性別 男性
（3）居住地 前橋市
（4）職業 無職
- 2 症状及び行動
・発症（症状）無症状
・検体採取日 12月 8日（火）
・結果判明日 12月 9日（水）
・入院 12月 9日（水）
※現在、症状はない。
- 3 濃厚接触者
・濃厚接触者なし

市内235例目（県内1476例目）

1 患者情報

※市内226例目（県内1412例目）の濃厚接触者として検査を実施したところ、12月9日（水）に陽性が判明した。

- （1）年代 70代
- （2）性別 女性
- （3）居住地 前橋市
- （4）職業 無職

2 症状及び行動

- ・発症（症状）無症状
- ・検体採取日 12月 8日（火）
- ・結果判明日 12月 9日（水）
- ・入院 12月 9日（水）

※現在、症状はない。

3 濃厚接触者

- ・濃厚接触者なし

市内236例目（県内1477例目）

1 患者情報

- （1）年代 50代
- （2）性別 女性
- （3）居住地 前橋市
- （4）職業 福祉事業従事者

2 行動歴

勤務 12月 7日（月）まで

3 症状及び行動

- ・発症（症状） 12月 6日（日）咽頭痛
- ・検体採取日 12月 8日（火）
- ・結果判明日 12月 9日（水）
- ・入院（予定）調整中

※現在、容態は安定している。

4 濃厚接触者

- ・同居家族1人、別居親族1人

※その他濃厚接触者は調査中

※濃厚接触が確認された人には、14日間の健康観察と外出自粛を要請するとともに、検査を実施する予定です。検査結果が陽性となった場合は、別途報告します。

市民の方へお願い

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別や偏見をなくしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報入手し、冷静な行動に努めましょう。

報道関係者の皆様へのお願い 引き続き調査を行い、必要な情報は随時発表いたします。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電話 <平日> 直通 / 027-220-5779

<夜間・休日> 027-224-1111（当直室）から内線84-2216へ